

花巻市まちづくり基本条例

市民が主体となったまちづくりの基本的なルール

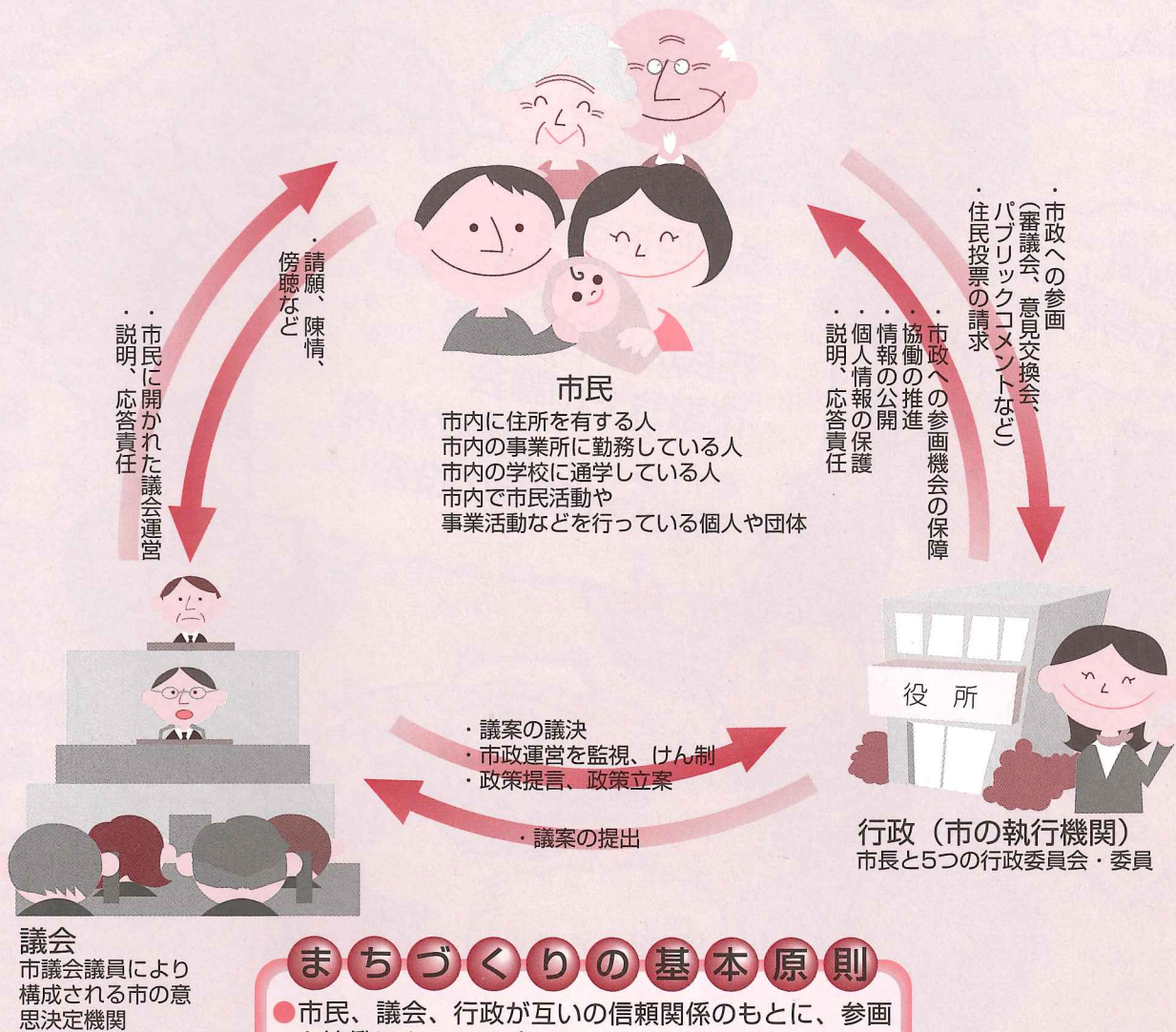


花巻市まちづくり基本条例は、
平成20年3月市議会で議決され、平成20年4月1日に
施行されました。

花巻市まちづくり基本条例のイメージ図

市の目指す姿

- 互いをおもいやる心を育て、平和で安心して暮らせるまち
- 未来へ継ぐべきかけがえのない財産である自然を守り、里山や農村風景、歴史ある街並を大切に、自然と共生する循環型のまち
- 保健、医療及び福祉の充実を推進し、一人一人が健やかに生き生きと暮らせる、すべての人に優しいまち
- 農林水産業を守り育て、商工業、観光業を育成し、地域の産業振興による活力に満ちたまち
- 市民の精神的な支えである歴史や伝統、文化を守り、新しい文化を創造するまち
- 郷土を愛し、豊かな心を育て、国際理解をすすめるまち



まちづくりの基本原則

- 市民、議会、行政が互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行うこと。
- 市民、議会、行政が相互に情報を共有すること。

参画

市民が、主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわること。

協働

市民、議会、行政が、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動すること。

花巻市まちづくり基本条例（解説）

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市の目指す姿（第4条）
- 第3章 まちづくりの基本原則（第5条）
- 第4章 市民の権利及び責務（第6条—第8条）
- 第5章 市議会等の役割と責務（第9条）
- 第6章 市長等の役割と責務（第10条・第11条）
- 第7章 参画と協働（第12条—第15条）
- 第8章 コミュニティ（第16条・第17条）
- 第9章 市政運営の原則（第18条—第23条）
- 第10章 住民投票（第24条・第25条）
- 第11章 その他（第26条—第28条）

附則

花巻は、早池峰の風かおる恵まれた緑と水に包まれた湯の温もりあふれるまちです。先人たちは、自然に畏敬の念を持ち、その恵みに感謝し、自然と共生するとともに、歴史と文化を守り、郷土を愛する心を育んできました。また、「結い」とよばれる相互扶助の精神によって人と人とのつながりを大切にしながら心豊かな生活を営み、市民の精神的な支えである風土に生まれ、文化を世界へ発信してきました。

過去と未来の架け橋としての私たちは、花巻が50年後も100年後も豊かなまちであり続けるために、子どもたちと一緒に、こうした恵まれた自然環境や歴史、風土や文化を守り育て、次の世代に引き継がなければなりません。

私たちは、自然と共生しながら地域の産業を振興し、市民が生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまちづくりに努め、力を合わせて明るいイーハトーブの実現を目指します。

そのためには、市民主体のまちづくりを進め、市民、市議会及び市の執行機関の適切な役割分担のもとに互いの信頼関係を醸成し、力を合わせて新たな自治のまちを築いていくことが必要です。

私たちは、まちづくりに関する基本的事項を共有し、市民が自ら考え、決定し、行動する市民参画と協働のまちづくりを進めることによって真に豊かな地域社会を実現するため、ここにこの条例を定めます。

【説明】

前文は、条例制定の背景や趣旨、基本的な考え方、決意等について分かりやすく示したものです。

第1段落では花巻の特性を明らかにし、第2段落で次世代への継承の必要性にふれ、第3段落ではまちづくりの目指す姿を示しています。（なお「イーハトーブ」は、宮沢賢治が思い描いていた豊かな地域社会の姿であり、ここでは花巻市民憲章と同様に「物心ともに豊かなまち 理想郷 花巻」を意味しています。）

第4段落では、こうした目指すべき地域社会の実現に向けて、市民、市議会、市の執行機関が互いの信頼関係を深め、新たな自治のまちをつくりあげることが必要であることを示し、第5段落において、この条例の目指す「参画」と「協働」によるまちづくりを進めることを宣言しています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、花巻市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による市民主体の自治の進展を図り、活力に満ち安心して暮らせる花巻市を実現することを目的とします。

【説明】

目的は、条例の内容を凝縮して表したもので、自治の進展を図ることによって、自立した豊かな地域社会の実現を目指すことを定めています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいいます。
- (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 参画 市民が、主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわることをいいます。
- (4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動することをいいます。
- (5) コミュニティ 多様な参画を通して形成される組織や集団をいいます。
- (6) まちづくり 自分たちのまちを自分たちでつくり育てることをいいます。

【説明】

定義では、この条例の中で使われる用語のうち共通認識を図るべき重要な用語を規定しています。

・「市民」には、市内に住所を有する人（住民）のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体が含まれます。

・「市の執行機関」には、市の代表者である市長と、専門的な立場にたつて仕事を分担する5つの行政委員会及び委員が含まれます。

・「コミュニティ」には、自治会やコミュニティ会議等の地域のつながりをもった組織や集団である「地縁型コミュニティ」と、福祉や環境等の共通テーマによってつくれたボランティアグループやNPO法人等である「テーマ型コミュニティ」が含まれます。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、市が定める最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重するものとします。

2 市の執行機関は、まちづくりに関する計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、この条例に適合させるものとします。

【説明】

この条例は、まちづくりの基本的な事項を定めたもので、市民、市議会、市の執行機関が条例の趣旨を尊重することによって、市のまちづくりに関する最高規範として位置付けるものです。

第2章 市の目指す姿

第4条 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げるまちの実現を目指すものとします。

- (1) 互いをおもいやる心を育て、平和で安心して暮らせるまち
- (2) 未来へ継ぐべきかけがえのない財産である自然を守り、里山や農村風景、歴史ある街並を大切に、自然と共生する循環型のまち
- (3) 保健、医療及び福祉の充実を推進し、一人一人が健康やかに生き生きと暮らせる、すべての人に優しいまち
- (4) 農林水産業を守り育て、商工業、観光業を育成し、地域の産業振興による活力に満ちたまち
- (5) 市民の精神的な支えである歴史や伝統、文化を守り、新しい文化を創造するまち
- (6) 郷土を愛し、豊かな心を育て、国際理解をすすめるまち

【説明】

市民、市議会、市の執行機関が連携し、協力してまちづくりをすすめていくためには、目指すべきまちの姿を明らかにする必要があります。

ここでは6つの大きな柱を掲げ、世界全体とともに市民が幸福に暮らせるまち「イーハトーブ」の実現を目指すことを定めています。

第3章 まちづくりの基本原則

第5条 市民主体の自治によるまちづくりを推進するため、次の各号に掲げる基本原則を定めます。

- (1) 市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行うこと。
- (2) 市民、市議会及び市の執行機関が相互に情報を共有すること。

【説明】

市民が主体となった自治のまちづくりを進めるにあたり、市民、市議会、市の執行機関が互いに信頼関係を築き、「情報共有」のもとで「参画」と「協働」を進めることを重要な原則として定めたものです。

第4章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。

- この場合において、参画しないことによる不利益な扱いを受けないものとします。
- 2 市民は、市議会及び市の執行機関が保有する情報を知る権利を有します。
 - 3 市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有します。
 - 4 市民は、良好な環境のもとで平和で安全に生きる権利を有します。

【説明】

市民の主体性を尊重し、まちづくりへの参画や生涯にわたり学ぶ権利等、これまで憲法等によって明確に定められていない権利を市民の権利として定めています。なお、情報を知る権利は「花巻市情報公開条例」に規定されていますが、市民参画・協働を進めるうえで情報を共有することが重要であることから、ここであらためて定めたものです。

また、本市は「非核平和都市」を宣言しており、良好な環境づくりとあわせ、人類共通の願いである恒久平和について権利を有することを定めています。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに参画するよう努めるものとします。

- 2 市内で事業を行うものは、地域社会の一員として社会的責任を自覚し、まちづくりに寄与するよう努めるものとします。

【説明】

まちづくりの主体である市民は、発言や行動に責任を持って、互いに認め合いながら積極的にまちづくりに関わっていくことが必要となります。また、事業者は、環境への配慮や地域社会への貢献等の社会的責任を果しながら、まちづくりに努めることを定めています。

(子どもの権利等)

第8条 子どもは、その年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。

- 2 市民、市議会及び市の執行機関は、すべての子どもの人権を守るとともに、健康やかに育つ環境をつくるよう努めるものとします。

【説明】

「子ども」は「市民」の中に含まれますが、青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有することを定めたものです。

また、次世代を担う子どもを、まちづくりの担い手として地域全体で大切に育てていくことを定めています。

第5章 市議会等の役割と責務

第9条 市議会は、市の意思決定機関として市民の意思が市政に反映され、市政運営が適正になされているかを監視し、けん制する機能を果すものとします。

- 2 市議会は、市民に開かれた議会運営を行い、説明し、応答する責務を有します。
- 3 市議会議員は、政策提言及び政策立案の活動に努めるものとします。

【説明】

市議会は、市民の代表機関として、市政の重要な意思決定を行っています。

ここでは、地方自治法に定められた事項についても、その重要性を明らかにし、開かれた議会運営や説明責任、政策立案機能を高めることを定めています。

第6章 市長等の役割と責務

(市長の役割と責務)

第10条 市長は、この条例を遵守し、市政を運営するものとします。

- 2 市長は、効率的な行政運営に努めるものとします。
- 3 市長は、市職員の能力向上に努めるものとします。

【説明】

市長は、住民によって選出された市政運営の責任者として、この条例を遵守することを定めています。

また、効果的かつ効率的な行政運営を行うとともに、行政サービス等を向上させるため、市職員の能力向上に努めることを定めています。

(市職員の役割と責務)

第11条 市職員は、市民への奉仕者として公平・公正かつ効率的に職務を遂行する責務を有します。

- 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努めるものとします。

3 市職員は、地域社会の一員として、まちづくりの推進に積極的に努めるものとします。

【説明】

市職員は、地域社会の一員として、自らも市民としての役割を果たすとともに、市民との対話能力、調整能力及び職務に直接必要な専門能力を高め、全体の奉仕者として、その職責を果たすことを定めています。

第7章 参画と協働

(市政への参画)

第12条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意思で参画できる方法を用いて、市民が意見表明する機会を保障するものとします。

2 市民の参画については、別に条例を定めるものとします。

【説明】

参画と協働によるまちづくりを進めるためには、市民が市政に参画する機会を保障することが必要となります。

ここでは、制度の基本的な枠組みを定めていますが、具体的な仕組みについては、次条によるほか、別に条例により定めることとしています。

(市民参画の方法)

第13条 前条の規定による市民が自らの意思で参画できる方法は、次の各号に掲げるものとし、対象となる計画又は条例等に応じて2以上の方法により行うものとします。

- (1) 意向調査の実施
- (2) パブリックコメント（意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、これを考慮して意思決定することをいいます。）の実施
- (3) 意見交換会の開催
- (4) ワークショップ（市民が主体性をもって研究・議論することをいいます。）の実施
- (5) 審議会その他の附属機関における委員の公募
- (6) 前各号に掲げるもののほか適切と判断される方法

2 市の執行機関は、前項各号に掲げる参画の方法を決定したときは、これを事前に公表するものとします。

【説明】

市民参画の手続として行うべき主な方法を定めています。

- ・「意向調査」は、市民意識調査等のアンケートのことです。
- ・「意見交換会」は、直接対面して市民の意見を聴くことができる会をいい、フォーラム、シンポジウム等も含まれます。
- ・「審議会」「その他の附属機関」は、法律又は条例によって設置され、執行機関の要請により調査や審査等を行うもので、市民参画の一形態とされています。

(協働の推進)

第14条 市の執行機関は、協働を推進するため、必要な措置を講ずるものとします。

2 市の執行機関は、前項の措置を講ずるに当たっては、市民の活動の自主性及び自立性を尊重するものとします。

【説明】

協働の推進にあたっては、自助・共助・公助（個人でできることは個人で、個人ができないときは団体で、団体でできないときは市とともにという考え方）によって進めることが大切です。

市の執行機関は、次章に定めるコミュニティ等の市民の

主体的な活動の自立性を尊重しながら、地域コミュニティや市民活動団体、企業等との共助・公助による協働を推進するために、必要な措置を講ずることを定めています。

(市民参画・協働推進委員会の設置)

第15条 市民参画・協働を推進するため、花巻市市民参画・協働推進委員会を設置するものとします。

【説明】

市政への参画や協働が適正に推進されるよう、花巻市市民参画・協働推進委員会を設置するものです。

なお、委員会の役割としては、次のようなことが挙げられます。

- ・市政への参画方法の研究や改善について
- ・市民参画と協働の推進について
- ・市民参画の評価について
- ・花巻市まちづくり基本条例の見直しについて

第8章 コミュニティ

(地域コミュニティ活動)

第16条 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動するよう努めるものとします。

2 市民は、前項に規定する市民の自主的な地域活動を実現するための団体を置くことができます。

3 前項に規定する地域活動を行う団体は、当該地域の市民に開かれたものとし、市の執行機関等と連携しながら行動するものとします。

【説明】

自治会やコミュニティ会議等の「地縁型コミュニティ」の活動について、安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、地域の課題を把握し、自ら考え、解決のために各人が協力するよう努めることを定めています。

また、地域の課題を解決するための活動は、地域住民に開かれたものとなるよう努めることが必要となります。

(市民活動)

第17条 市民は、前条に規定する活動のほか、市民が自主的に行う営利を目的としない公益性のある活動に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めるものとします。

【説明】

福祉や環境等の共通のテーマによってつくられたボランティアグループやNPO法人等「テーマ型コミュニティ」の活動について、その公益性な活動を理解し守り育てることを定めています。

第9章 市政運営の原則

(総合計画)

第18条 市の執行機関は、この条例の趣旨に基づき、総合的な市政運営の基本となる計画を策定するものとします。

【説明】

総合計画（市政運営の基本となる総合的な計画）は、地方自治法に基づき市議会の議決を経て定められる基本構想と、この基本構想に基づき策定される基本計画、実施計画で構成されています。市が定める最上位である総合計画も、この条例の趣旨に基づいて市民の参画のもとに策定されることを定めています。

(健全な財政運営)

第19条 市の執行機関は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表するものとします。

【説明】

ここでは、健全な財政運営に努めるとともに、市民が分かりやすいように公表することが必要であることを定めています。

（情報の公開）

第20条 市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、情報の共有による市政への参画を推進するため、情報の公開を推進するものとします。

【説明】

情報の公開は、市民の知る権利を保障するとともに、市民が市政に参画するうえでの前提となるものです。情報公開の詳細については、「花巻市情報公開条例」に定めています。

（個人情報の保護）

第21条 市の執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、市が保有する個人情報の保護について、必要な措置を講ずるものとします。

【説明】

情報公開は大切ですが、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、市が保有する個人情報は厳重な管理が必要です。個人情報の保護の詳細については、「花巻市個人情報保護条例」に定めています。

（説明責任・応答責任）

第22条 市の執行機関は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明するものとします。

2 市の執行機関は、市民からの意見・要望等に対し、速やかに誠実に応答するものとします。

【説明】

説明・応答責任は、情報公開と同様、市民の知る権利を保障するものであり、透明性の確保を図るうえでも必要なものです。

（行政評価）

第23条 市の執行機関は、主要な施策や事業について市民参画のもとで客観的な行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表するものとします。

【説明】

行政評価は、市の執行機関が行う政策や施策、事業についてどのような成果があったかを客観的に評価し、その結果を次の政策等に反映させるためのものです。このうち、主要な施策や事業等について、市民参画による評価が必要であることを定めています。

第10章 住民投票

（住民投票）

第24条 市長は、市政に係る重要事項について、住民（市内に住所を有する者をいいます。以下同じ。）の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重するものとします。

【説明】

住民投票制度は、市政に関する重要事項について、直接多くの住民の声を聞くための有効な手段です。

ただし、住民投票を実施した場合、その結果がそのまま本市の意思決定となるものではなく、選挙で選ばれた市議会や市長が、その結果を総合的に判断して意思決定を行うこととなります。

なお、ここでは住民投票制度の基本的な枠組みを定めています。具体的な仕組みについては、別に条例等に

より定めることとしています。

（請求等）

第25条 住民のうち年齢満18年以上の者は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 市議会は、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議会の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して、住民投票の実施を請求することができます。

3 市長は、第1項又は前項の規定による請求があった場合、住民投票を実施します。

4 市長は、自ら住民投票を実施することができます。

5 住民投票の投票権を有する者は、住民のうち年齢満18年以上の者としてします。

【説明】

請求権・投票権については、平成19年5月に公布された国民投票法の投票権をはじめ、社会生活の中で成人としての取扱いを受ける年齢であることから18歳以上としています。

また、住民投票実施の請求に必要な署名は、議会の議決を経ることなく住民投票を実施できることから、ある程度高い要件とする必要があります。一方で、議会の解散や市長、市議会議員等の解職についての請求は、身分の得失に関わることから「3分の1以上」とされていますが、この条例の対象は身分の得失に関わるものではないことから、そこまで高い要件とする必要はありません。これらを考慮し、市町村の合併の特例等に関する法律による協議会の設置要件と同様に「6分の1以上」と定めています。

第11章 その他

（国及び他の自治体との連携）

第26条 市の執行機関は、共通する課題を解決するために、国及び他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。

【説明】

産業振興や大規模な災害への対策等、広域的な課題等の解決にあたっては、国や他の自治体と連携・協力しながら取り組むことについて定めています。また、国外の友好姉妹都市との交流・連携に努めます。

（条例の見直し）

第27条 市長は、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ、市民参画のもとこの条例を見直すものとします。

【説明】

この条例は、社会や経済等の情勢の変化に的確に応じ、参画と協働によるまちづくりが進められるよう育てていくことが必要であることから、見直しについて定めています。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

【説明】

この条例の施行に関して具体的な仕組み等を定める必要があるものについては、別に規則や指針等を定めることとしています。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。